

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由																
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>																	
	<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>																	
	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>																	
17	<p><b>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた室内での退避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><b>5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>	<p><b>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><b>5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、<u>積極的な被災者台帳の作成及び活用</u>を図ること。</p>	<p>表記の整理（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p> <p>表記の整理（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																
	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>																	
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>																	
24	<p><b>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b> (9) 文化・厚生・社会団体 ア <u>日赤奉仕団・女性の会・青年団・体育関係団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。</u></p>	<p><b>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b> (9) 文化・厚生・社会団体 ア <u>赤十字奉仕団・青年団・体育関係団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。</u></p>	<p>表記の整理</p>																
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>																	
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>																	
26	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 企業防災の促進	企業	1(1)～1(3) (略) (追加)	(略)	1(4) (略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1(1)～1(3) (略) 1(4) <u>緊急地震速報受信装置等の活用</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1(5) (略) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 企業防災の促進	企業	1(1)～1(3) (略) 1(4) <u>緊急地震速報受信装置等の活用</u>	(略)	1(5) (略) (略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																	
第3節 企業防災の促進	企業	1(1)～1(3) (略) (追加)																	
	(略)	1(4) (略)																	
区分	機関名	主な措置																	
第3節 企業防災の促進	企業	1(1)～1(3) (略) 1(4) <u>緊急地震速報受信装置等の活用</u>																	
	(略)	1(5) (略) (略)																	
	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>																	
27	<p><b>1 市における措置</b> (1) 自主防災組織の推進 イ <u>自主防災組織等のネットワーク化の推進</u> いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、<u>自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。</u></p>	<p><b>1 市における措置</b> (1) 自主防災組織の推進 イ <u>自主防災組織等との連携体制の推進</u> いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、<u>県及び市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																
29	<p><b>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、<u>防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。</u></p>	<p><b>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、<u>防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u></p>	<p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																
	<b>第3節 企業防災の促進</b>	<b>第3節 企業防災の促進</b>																	
30	<p><b>1 企業における措置</b> (1)～(3) (略) (追加)  (4) (略)</p>	<p><b>1 企業における措置</b> (1)～(3) (略) (4) <u>緊急地震速報受信装置等の活用</u> 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、<u>緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</u> (5) (略)</p>	<p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																
	<b>第2章 建築物等の安全化</b>	<b>第2章 建築物等の安全化</b>																	
	<b>第1節 建築物の耐震推進</b>	<b>第1節 建築物の耐震推進</b>																	
34	<p><b>3 公共建築物の耐震性の確保・向上</b> (3) その他市有建築物の耐震性の確保 既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度に応じ順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化を図るものとする。 (追加)</p>	<p><b>3 公共建築物の耐震性の確保・向上</b> (3) その他市有建築物の耐震性の確保 既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度に応じ順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化を図るものとする。 特に、災害時の拠点となる庁舎等については、<u>発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。</u></p>	<p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																
35	<p><b>6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備</b> (1) 応急危険度判定士の養成等 市は、県や愛知県建築物地震対策協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。</p>	<p><b>6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備</b> (1) 応急危険度判定士の養成等 市は、県や愛知県建築物地震対策<u>推進</u>協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>																
	<b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b>	<b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b>																	
48	<p><b>1 市における措置</b> 県は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の</p>	<p><b>1 市における措置</b> 県は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の</p>	<p>表記の整理</p>																

地震災害対策計画

頁	現行 (平成 28 年 11 月修正)	修正案	改正理由												
49	<p>財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p>また、<u>市は</u>、地震防災対策を推進するため、<u>単独事業</u>等を実施する。</p> <p><b>3 単独事業</b></p> <p>(1) 防災対策事業</p> <p>市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、<u>防災対策事業債を活用した防災対策事業(防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業)を実施する。</u></p> <p>ア 防災基盤整備事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムの IT 化事業、消防広域化対策事業</p> <p>イ 公共施設等耐震化事業の概要</p> <p>(イ) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：地域防災計画にその耐震改修を進める必要のある施設</p> <p>(2) その他の事業</p> <p>県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。</p>	<p>財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p>また、<u>県は</u>、地震防災対策を推進するため、<u>市町村に対して補助事業</u>等を実施する。</p> <p><b>3 補助事業</b></p> <p>(削除)</p> <p>県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。</p>	記載事業の終了												
<b>第 3 章 都市の防災性の向上</b>		<b>第 3 章 都市の防災性の向上</b>													
50	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 マスタープラン等の策定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 マスタープラン等の策定	(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 都市計画のマスタープラン等の策定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 都市計画のマスタープラン等の策定	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 マスタープラン等の策定	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 都市計画のマスタープラン等の策定	(略)	(略)													
51	<p><b>第 1 節 マスタープラン等の策定</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 防災街区整備方針の策定</p> <p>地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、<u>防災再開発促進地区等を定める。</u></p>	<p><b>第 1 節 都市計画のマスタープラン等の策定</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>												
<b>第 4 章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>		<b>第 4 章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>													
54	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 宅地造成の規制誘導</td> <td>市</td> <td>(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 宅地造成の規制誘導	市	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (追加)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 宅地造成の規制誘導</td> <td>県、市</td> <td>(削除) (1) 造成宅地防災区域 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール (3) 宅地危険箇所の耐震化</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 宅地造成の規制誘導	県、市	(削除) (1) 造成宅地防災区域 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール (3) 宅地危険箇所の耐震化	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第 3 節 宅地造成の規制誘導	市	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (追加)													
区分	機関名	主な措置													
第 3 節 宅地造成の規制誘導	県、市	(削除) (1) 造成宅地防災区域 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール (3) 宅地危険箇所の耐震化													
55	<p><b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑動崩落のおそれ</u>が大きい大規模盛土造成地において、<u>宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>(愛知県地域防災計画の修正 H29. 5)</p>												
55	<p><b>第 4 節 土砂災害の防止</b></p> <p><b>1 市における対策</b></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>エ 警戒区域内の社会福祉施設等</p> <p>障がい者支援施設 ハートランド小牧の杜 (住所：小牧市大山岩次 208-8)</p> <p>TEL：78-1911 FAX：47-1001</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 4 節 土砂災害の防止</b></p> <p><b>1 市における対策</b></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>エ 警戒区域内の社会福祉施設等</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設等については、<u>小牧市地域防災計画附属資料「3. 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に記載する。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料</td> <td>3.3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</td> </tr> </table>	附属資料	3.3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	表記の整理										
附属資料	3.3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域														
<b>第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>		<b>第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>													
57	<b>■主な機関の措置</b>	<b>■主な機関の措置</b>													

頁	現行（平成28年11月修正）			修正案			改正理由																														
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置																															
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災施設等の整備 1 (2) 防災用拠点施設の整備促進（追加） 1 (3)～(9) (略) 1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号標示 1 (11) (略) 3～9 (略)	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 防災拠点施設の整備（削除） 2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進 2 (2)～(8) (略) 2 (9) 防災拠点施設の屋上番号標示 2 (10) (略) 4～10 (略)	表記の整理																														
		消防機関（市）	2 (略)		市	3 (略)																															
	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備（追加）</b>			<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>																																	
57	(追加) (追加)			<b>1 防災拠点施設の整備</b> 防災拠点は、応急対策活動時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、耐震性を図るものとする。また、非常用電源設備等の整備を図り、外部との連携・連絡体制構築が必要と認められる施設については、衛星携帯電話の導入など多様な通信手段の確保に努める。市の防災拠点施設について、以下のとおりまとめる。 市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるように体制等を強化する。			表記の整理																														
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所（本庁舎・東庁舎）</td> <td>市災害対策本部運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>消火・救急・救助活動</td> <td>各支署も含む</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>災害医療・保健衛生活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院</td> <td>医療救護活動</td> <td>災害拠点病院</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター</td> <td>災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各災害復旧用オープンスペース候補地</td> <td>消防・自衛隊・ライフライン復旧・応急仮設住宅・災害廃棄物要用地</td> <td>附属資料 7.1.6にて掲載</td> </tr> <tr> <td>各緊急物資集積場所</td> <td>物資の受入・搬出</td> <td>附属資料 7.1.3にて掲載</td> </tr> <tr> <td>各指定避難所（地震避難所40箇所）</td> <td>避難者の収容等</td> <td>附属資料 7.1.4にて掲載</td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点施設	役割等	備考	市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営		消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む	保健センター	災害医療・保健衛生活動		市民病院	医療救護活動	災害拠点病院	リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動		上下水道部	応急給水・復旧活動		各災害復旧用オープンスペース候補地	消防・自衛隊・ライフライン復旧・応急仮設住宅・災害廃棄物要用地	附属資料 7.1.6にて掲載	各緊急物資集積場所	物資の受入・搬出	附属資料 7.1.3にて掲載	各指定避難所（地震避難所40箇所）	避難者の収容等	附属資料 7.1.4にて掲載	
防災拠点施設	役割等	備考																																			
市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営																																				
消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む																																			
保健センター	災害医療・保健衛生活動																																				
市民病院	医療救護活動	災害拠点病院																																			
リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動																																				
上下水道部	応急給水・復旧活動																																				
各災害復旧用オープンスペース候補地	消防・自衛隊・ライフライン復旧・応急仮設住宅・災害廃棄物要用地	附属資料 7.1.6にて掲載																																			
各緊急物資集積場所	物資の受入・搬出	附属資料 7.1.3にて掲載																																			
各指定避難所（地震避難所40箇所）	避難者の収容等	附属資料 7.1.4にて掲載																																			
57	<b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (追加)			<b>2 市及び防災関係機関における措置</b> (1) 市町村業務継続計画等の策定促進 県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。 (削除) (削除) (2)～(3) (略) (4) 人材の育成等 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 (5) 防災中枢機能の充実 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 (7)～(11) (略)			表記の整理 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)																														
58	(1) (略) (2) (略) (3)～(4) (略) (5) 人材の育成等 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 (6) 防災中枢機能の充実 保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。						対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)																														
59	<b>3 情報の収集・連絡体制の整備</b> (2) 通信手段・設備等 ウ 防災情報システムの整備 なお、県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道			<b>4 情報の収集・連絡体制の整備</b> (2) 通信手段・設備等 ウ 防災情報システムの整備 県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、			対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)																														

地震災害対策計画

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由																		
61	<p>路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p><b>4～6（略）</b></p> <p><b>7 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b></p> <p>(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、<u>市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p> <p><b>8 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害の廃棄物に係る処理体制を確保するため、<u>災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）</u>を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p><b>9 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の<u>拡充</u>等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	<p>被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>また、<u>県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p><b>5～7（略）</b></p> <p><b>8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b></p> <p>(2) <u>市は、</u>応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p><b>9 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害の廃棄物に係る処理体制を確保するため、<u>愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）</u>を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p><b>10 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p> <p>(3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の<u>充実</u>等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。<u>また、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県災害廃棄物処理計画の策定（H28.10）</p> <p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p> <p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																		
<b>第6章 避難行動の促進対策</b>		<b>第6章 避難行動の促進対策</b>																			
62	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>市</td> <td>1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求めるときの事前準備</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求めるときの事前準備</u>		(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>市</td> <td>1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備		(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求めるときの事前準備</u>																			
	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備																			
	(略)	(略)																			
<b>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</b>		<b>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</b>																			
63	<p><b>市における措置</b></p> <p><b>1 緊急避難場所の指定</b></p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p>	<p><b>市における措置</b></p> <p><b>1 緊急避難場所の指定</b></p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。</u></p> <p>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p>	<p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																		
<b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>		<b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>																			
64	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示、避難勧告、避難準備情報等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を講ずべきことにも留意すること</p> <p>カ 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示等</u>を発令することを基本とした具体的なものとする。</p> <p>(3) <u>判断のための助言を求めるときの事前準備</u></p> <p>市は、<u>避難勧告又は指示の解除を行う際（土砂災害については、それらを解除する場合も含む）</u>に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>「屋内安全確保」の安全確保措置</u>を講ずべきことにも留意すること</p> <p>カ 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示（緊急）等</u>を発令することを基本とした具体的なものとする。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>また、<u>躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>表記の整理（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																		
<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b>		<b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b>																			
65	<p><b>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</p>	<p><b>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、</u></p>	<p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29.5）</p>																		

地震災害対策計画

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由
		複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。	H29.5)
	<b>第5節 避難に関する意識啓発</b>	<b>第5節 避難に関する意識啓発</b>	
67	<b>1 市における措置</b> (2) 避難のための知識の普及 イ 避難時における知識 ・(略) ・(略) ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、 <u>近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</u> (4) その他 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。	<b>1 市における措置</b> (2) 避難のための知識の普及 イ 避難時における知識 ・(略) ・(略) ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、 <u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u> (4) その他 ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 イ <u>市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</u> ウ <u>市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</u>	表記の整理 （愛知県地域防災計画の修正 H29.5）  対策の追加 （愛知県地域防災計画の修正 H29.5）
	<b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	
69	<b>1 市における措置</b> (1) 避難所等の整備 市は、平成27年7月に公表した地震被害想定調査に基づく避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等の整備を図る。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。  (2) 指定避難所の指定 イ (略) (追加)  ウ ～ オ (略)  (5) 避難所の運営体制の整備 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 (追加)  (追加)  なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	<b>1 市における措置</b> (1) 避難所等の整備 市は、平成27年7月に公表した地震被害想定調査に基づく避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等の整備を図る。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。 なお、 <u>農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u> (2) 指定避難所の指定 イ (略) ウ <u>指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u> エ ～ カ (略)  (5) 避難所の運営体制の整備 ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 また、平成29年3月に「小牧市避難所開設運営マニュアル」を作成し、公表したため、この冊子を参考に各避難所において運営体制の整備を進めていく。 イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	対策の追加 （愛知県地域防災計画の修正 H29.5）  対策の追加 （愛知県地域防災計画の修正 H29.5）  「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」の策定 「小牧市避難所開設運営マニュアル」の策定 対策の追加 （愛知県地域防災計画の修正 H29.5）
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
70	<b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (1) 対象者の把握 要配慮者に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。 ア 障がい者・介護及び救護を要する高齢者：福祉総務課、 <u>地域福祉課、介護保険課</u> イ 外国人：シティプロモーション課	<b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (1) 対象者の把握 要配慮者に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。 ア 障がい者・介護及び救護を要する高齢者：福祉総務課、 <u>地域包括ケア推進課、長寿・障がい福祉課、介護保険課</u> イ 外国人：シティプロモーション課	組織改正
71	(4) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (7) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。	(4) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (7) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、 <u>外国人等</u> の情報を把握するものとする。	表記の整理
72	(5) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、 <u>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人県民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</u>	(5) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、 <u>早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</u>	表記の整理 （愛知県地域防災計画の修正 H29.5）

頁	現行（平成 28 年 11 月修正）	修 正 案	改正理由																								
	<b>第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	<b>第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>																									
	<b>第 1 節 火災予防対策に関する指導</b>	<b>第 1 節 火災予防対策に関する指導</b>																									
75	<b>1 市における措置</b> (追加)	<b>1 市における措置</b> <u>(6) 震災時の出火防止対策の推進</u> 市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、 <u>電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。</u>	表記の整理																								
	<b>第 9 章 広域応援体制の整備</b>	<b>第 9 章 広域応援体制の整備</b>																									
79	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 応援部隊等に係 る広域応援体制 の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第 3 節 応援部隊等に係 る広域応援体制 の整備	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 応援部隊等に係 る広域応援体制 の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 <u>支援物資の円滑 な受援供給体制 の整備</u></td> <td>県、市町村</td> <td>1 (1) 災害時の円滑な物流に向 けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第 3 節 応援部隊等に係 る広域応援体制 の整備	(略)	(略)	第 4 節 <u>支援物資の円滑 な受援供給体制 の整備</u>	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な物流に向 けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等	表記の整理						
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第 3 節 応援部隊等に係 る広域応援体制 の整備	(略)	(略)																									
(追加)	(追加)	(追加)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第 3 節 応援部隊等に係 る広域応援体制 の整備	(略)	(略)																									
第 4 節 <u>支援物資の円滑 な受援供給体制 の整備</u>	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な物流に向 けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等																									
	<b>第 2 節 広域応援体制の整備</b>	<b>第 2 節 広域応援体制の整備</b>																									
80	<b>1 市における措置</b> (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等との <u>協力を得るため、</u> 応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ア 防災活動拠点の確保等 市は、円滑に県内外からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	<b>1 市における措置</b> (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。 <u>民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u>  (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ア 防災活動拠点の確保等 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u>	対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29. 5)  対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29. 5)																								
	<b>(追加)</b>	<b>第 4 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b> <b>1 県及び市における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、 <u>広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u> (2) 訓練・検証等 県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して <u>物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u>	対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29. 5)  対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29. 5)																								
	<b>第 10 章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第 10 章 防災訓練及び防災意識の向上</b>																									
82	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 防災訓練の実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 個別の防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1 (4) 招集訓練 (追加) 1 (5) 防災訓練の指導協力 1 (6) 訓練の検証 1 (7) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第 1 節 防災訓練の実施	市	1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 個別の防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1 (4) 招集訓練 (追加) 1 (5) 防災訓練の指導協力 1 (6) 訓練の検証 1 (7) 図上訓練等		(略)	(略)		(略)	(略)	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 防災訓練の実施</td> <td>県、市町村</td> <td>1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 個別の防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1 (4) 招集訓練 1 (5) 広域応援訓練 1 (6) 防災訓練の指導協力 1 (7) 訓練の検証 1 (8) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 個別の防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1 (4) 招集訓練 1 (5) 広域応援訓練 1 (6) 防災訓練の指導協力 1 (7) 訓練の検証 1 (8) 図上訓練等		(略)	(略)		(略)	(略)	表記の整理
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第 1 節 防災訓練の実施	市	1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 個別の防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1 (4) 招集訓練 (追加) 1 (5) 防災訓練の指導協力 1 (6) 訓練の検証 1 (7) 図上訓練等																									
	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 個別の防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1 (4) 招集訓練 1 (5) 広域応援訓練 1 (6) 防災訓練の指導協力 1 (7) 訓練の検証 1 (8) 図上訓練等																									
	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
	<b>第 1 節 防災訓練の実施</b>	<b>第 1 節 防災訓練の実施</b>																									
83	<b>1 市における措置</b> (1) 総合防災訓練 ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、 <u>現地指揮本部訓練、避難所の機能確保訓練や初期消火・応急救護訓練などの訓練等</u> を実施する。	<b>1 市における措置</b> (1) 総合防災訓練 ア 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の教訓をもとに、 <u>防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、災害対策本部運営訓練、避難所運営訓練や初期消火・応急救護訓練などの訓練等</u> を実施する。	対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29. 5)																								

地震災害対策計画

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由																												
84	<p>イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制と連携強化を目的として、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練等を実施する。</p> <p>(2) 個別の防災訓練 (略) なお、訓練の実施に当たっては、自主防災会及び婦人消防クラブの訓練の場合は、職員が実技の指導をし、必要な資機材等についても<u>なるべく貸与又は支給する等の便宜を図る。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(5) 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p>	<p>イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制と連携強化を目的として、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備要員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練等を実施する。</p> <p>(2) 個別の防災訓練 (略) なお、訓練の実施に当たっては、自主防災会及び婦人消防クラブの訓練の場合は、職員及び消防団員が実技の指導をし、必要な資機材等についても<u>可能な限り貸与又は支給する等の便宜を図る。</u></p> <p>(5) 広域応援訓練 <u>県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u></p> <p>(6) 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 さらに、<u>企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p>																												
<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p>																															
85	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>県等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u> ア～エ (略) (追加) オ～ケ (略) コ 警報等や避難指示等の意味と内容 ク 緊急地震速報、気象警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動 シ～タ (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 県及び市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u> ア～エ (略) オ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識 カ～コ (略) ク 警報等や避難勧告等の意味と内容 ク 緊急地震速報、気象警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動 ス～チ (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 県及び市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 <u>この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。</u></p>	<p>対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加</p>																												
86	<p>(5) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、<u>市、県等は、その制度の普及促進に努めるものとする。</u></p>	<p>(5) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、<u>家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市、県等は、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p>																												
<p><b>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</b></p>																															
88	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 住宅の地震相談 地震が起きたとき、果たして我が家は大丈夫かどうかの市民の不安を解消するため、住宅の<u>地震相談</u>を実施する。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発 地震が起きたとき、果たして我が家は大丈夫かどうかの市民の不安を解消するため、住宅の<u>耐震相談</u>を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>																												
<p><b>第3編 災害応急対策</b></p>																															
<p><b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b></p>																															
92	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害対策本部 1(2) 本部員会議 1(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u></td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職員の派遣要請</td> <td>市</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1(1) 災害対策本部 1(2) 本部員会議 1(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u>	防災関係機関	(略)	第2節 職員の派遣要請	市	1(1)～1(3) (略) (追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害対策本部の<u>設置</u> 1(2) 本部員会議の<u>組織運営</u> (削除)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職員の派遣要請</td> <td>市</td> <td>1(1)～1(3) (略) 1(4) <u>被災市町村への市職員の派遣</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>災害救助法の適用</u></td> <td>県</td> <td>1(1) <u>災害救助法の適用</u> 1(2) <u>救助の実施</u> 1(3) <u>市町村への委任</u> 1(4) <u>救助の委任の留意点</u> 1(5) <u>日本赤十字社愛知県支部へ</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1(1) 災害対策本部の <u>設置</u> 1(2) 本部員会議の <u>組織運営</u> (削除)	防災関係機関	(略)	第2節 職員の派遣要請	市	1(1)～1(3) (略) 1(4) <u>被災市町村への市職員の派遣</u>	第3節 <u>災害救助法の適用</u>	県	1(1) <u>災害救助法の適用</u> 1(2) <u>救助の実施</u> 1(3) <u>市町村への委任</u> 1(4) <u>救助の委任の留意点</u> 1(5) <u>日本赤十字社愛知県支部へ</u>	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																													
第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1(1) 災害対策本部 1(2) 本部員会議 1(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u>																													
	防災関係機関	(略)																													
第2節 職員の派遣要請	市	1(1)～1(3) (略) (追加)																													
(追加)	(追加)	(追加)																													
区分	機関名	主な措置																													
第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1(1) 災害対策本部の <u>設置</u> 1(2) 本部員会議の <u>組織運営</u> (削除)																													
	防災関係機関	(略)																													
第2節 職員の派遣要請	市	1(1)～1(3) (略) 1(4) <u>被災市町村への市職員の派遣</u>																													
第3節 <u>災害救助法の適用</u>	県	1(1) <u>災害救助法の適用</u> 1(2) <u>救助の実施</u> 1(3) <u>市町村への委任</u> 1(4) <u>救助の委任の留意点</u> 1(5) <u>日本赤十字社愛知県支部へ</u>																													

頁	現行（平成28年11月修正）			修正案		改正理由														
					の委託															
				市	2(1) 救助の実施 2(2) 県が行う救助の補助															
				日本赤十字社 愛知県支部	3 救助の実施															
<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>																				
93	<b>1 市における措置</b> (1) 災害対策本部 ア 設置 (略) エ 非常連絡 災害応急対策を円滑に実施するため、平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員の要領は次のとおりとする。 (ウ) 非常連絡並びに動員 ① 消防署の通信担当職員は、県から非常配備に該当する地震情報等を受領したときは、直ちに総務部長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。 ② 担当職員は総務部長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置をとるものとする。 ③ 非常配備職員は、連絡を受けた場合、直ちに登庁して所定の配備体制につくものとする。 (2) 本部員会議 (略)			<b>1 市における措置</b> (1) 災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (略) エ 非常連絡 災害応急対策を円滑に実施するため、平常時においても連絡体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員の要領は次のとおりとする。 (ウ) 非常連絡並びに動員 ① 消防署の警防係通信担当職員は、県から非常配備に該当する地震情報等を受領したときは、直ちに総務部長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。 ② 担当職員は総務部長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置を取るものとする。 ③ 非常配備要員は、連絡を受けた場合、直ちに登庁して所定の配備体制につくものとする。 (2) 本部員会議の組織運営 (略)		表記の整理														
94	(3) 災害救助法が適用された場合の体制 市長は、当市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。			(削除)		新設する第3節に移動。														
95	<b>2 防災関係機関における措置</b> (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。  (2) 公共的団体及び重要な施設の管理者等 公共的団体及び重要な施設の管理者等は、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた活動を行う。			<b>2 防災関係機関における措置</b> (1) 組織及び活動体制 防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。 (2) 勤務時間外における体制の整備 防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。		表記の整理														
<b>第2節 職員の派遣要請等</b>																				
95	<b>1 市における措置</b> (1)～(3) (略) (追加)  (4) (略) (追加)			<b>1 市における措置</b> (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 (5) (略)		対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)														
<b>第3節 災害救助法の適用</b>																				
				<b>1 県における措置</b> (1) 災害救助法の適用 知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。 (2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。 (3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。 なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。		災害救助法に関する記載の充実														
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>		救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市町村（県が委任）		
救助の種類	実施者																			
	局地災害の場合	広域災害の場合																		
避難所の設置	市町村（県が委任）																			
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																			
食品の給与	市町村（県が委任）																			

頁	現行（平成 28 年 11 月修正）	修正案	改正理由																																	
		<table border="1" data-bbox="1041 186 1766 780"> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民生活部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </table> <p>(4) 救助の委任の留意点 市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。</p> <p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。</p> <p><b>2 市における措置（災害救助法第 13 条）</b> (1) 救助の実施 市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。 (2) 県が行う救助の補助 市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</p> <p><b>3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第 15、16 条）</b> 日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。</p>	飲料水の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		<p>災害救助法に関する記載の充実</p> <p>災害救助法に関する記載の充実</p>
飲料水の給与	市町村（県が委任）																																			
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																			
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																		
被災者の救出	市町村（県が委任）																																			
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																																		
学用品の給与																																				
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																																			
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）																																			
埋葬	市町村（県が委任）																																			
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）																																			
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																			
	<p><b>第 2 章 避難行動</b></p>	<p><b>第 2 章 避難行動</b></p>																																		
	<p><b>第 2 節 避難の指示</b></p>	<p><b>第 2 節 避難の指示</b></p>																																		
99	<p><b>1 市における措置</b> (1) 避難の指示等 ア 避難指示等 地震警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、地震情報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、地震等の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>その他地震等に伴う災害が発生し、人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため特にその必要があると認められるときは、市長は、避難の勧告又は指示を行うものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b> (1) 避難の指示等 ア 避難指示等 地震警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、必要に応じて速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとする。なお、地震警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、地震等の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>地震に伴うその他の災害が発生し、人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p>	<p>表記の整理（愛知県地域防災計画の修正 H29. 5）、避難勧告等に関するガイドラインの改定 H26. 9） 表記の整理</p>																																	
100	<p><b>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</b> (3) 市長への助言 知事は、市長から避難のための立退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>(4) ～ (5) (追加)</p>	<p><b>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</b> (3) 市長への助言 知事は、市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 また、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示等を行う。</p>	<p>対策の追加（愛知県地域防災計画の修正 H29. 5） 表記の整理</p>																																	
	<p><b>4 警察（警察官）における措置</b> (2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</p>	<p><b>4 警察（警察官）における措置</b> (2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市長による避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。</p>	<p>表記の整理（愛知県地域防災計画の修正 H29. 5）</p>																																	
101	<p><b>6 避難の勧告・指示の内容</b> (4) 避難勧告又は指示の理由 (略)</p>	<p><b>6 避難の勧告・指示の内容</b> (4) 避難勧告又は避難指示（緊急）の理由 (略)</p>	<p>避難情報の名称変更</p>																																	

地震災害対策計画

頁	現行 (平成 28 年 11 月修正)	修正案	改正理由
	<b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
104	<b>■基本方針</b> ○ 市、県及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報収集に努める。	<b>■基本方針</b> ○ 市及び県は、 <u>災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。</u>	対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29. 5)
	<b>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</b>	
104	<b>1 市の措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況 (被害規模に関する概括的情報を含む) 及び応急対策活動情報 (応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等) について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、 <u>避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u> (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市長は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域 ( <u>海上を含む。</u> ) 内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。	<b>1 市の措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況 (被害規模に関する概括的情報を含む) 及び応急対策活動情報 (応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等) について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、 <u>避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u> (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市長は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、 <u>県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県 (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等) に連絡するものとする。</u>	避難情報の名称変更  表記の整理 (愛知県地域防災計画の修正 (H29. 5))
107	<b>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</b> (2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。	<b>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</b> (2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報 ( <u>画像情報を含む</u> ) 及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。	対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29. 5)
	<b>第 2 節 通信手段の確保</b>	<b>第 2 節 通信手段の確保</b>	
109	<b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (9) 電話・電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 (イ) 非常扱いの電報 <u>地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u>	<b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (9) 電話・電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 (イ) 非常扱いの電報 <u>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u>	サービスの終了
	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第 1 節 応援協力</b>	<b>第 1 節 応援協力</b>	
114	<b>1 市における措置</b> (2) 他の市町村長に対する応援要求等 (災害対策基本法第 67 条) (略) また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して <u>応援を要求する。</u> <b>2 防災関係機関における措置</b> (1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、 <u>応援要求又は応急措置の要請を行う。</u>	<b>1 市における措置</b> (2) 他の市町村長に対する応援要求等 (災害対策基本法第 67 条) (略) また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して <u>応援を要請する。</u> <b>2 防災関係機関における措置</b> (1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、 <u>応援要請又は応急措置の要請を行う。</u>	表記の整理  表記の整理
	<b>第 2 節 広域部隊等による広域応援等</b>	<b>第 2 節 広域部隊等による広域応援等</b>	
114	<b>2 市の措置</b> (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。	<b>2 市における措置</b> (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 <u>なお、その要請の手順については、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」に定めるものとする。</u>	「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の策定に伴う修正
	<b>第 5 章 救出・救助対策</b>	<b>第 5 章 救出・救助対策</b>	
123	<b>■基本方針</b> ○ <u>大地震における救助、救急活動は、救助隊、救急隊、非番参集隊等を主軸として組織的な活動を実施するとともに、各関係機関との連絡を密にした相互協力による迅速な救助、救急活動を実施するものとする。</u>	<b>■基本方針</b> (削除)	表記の整理
	<b>第 1 節 救出・救助活動</b>	<b>第 1 節 救出・救助活動</b>	
124	<b>1 市における措置</b> (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏) <u>及び「愛知県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより消防相互応援を要請する。</u> (5) <u>消防署における救助、救急の活動体制</u> ア (追加) 地震発生当初は当務の消防署員による各署周辺の救助、救急活動を行うことを原則とする。さらに、大規模な要救助事案の発見等、被害の拡大に応じた救助、救急体制確立を図るものとする。 (追加)	<b>1 市における措置</b> (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)、 <u>「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより要請する。</u> (5) (削除) ア <u>地震発生当初の活動体制</u> 地震発生当初は原則として救急隊等による <u>署所周辺の救助・救急活動を行いつつ、大規模な要救助事案の発見に努め、更に受入病院を把握するなど、順次広範囲の救助・救急体制を図るものとする。</u> イ <u>火災発生が少ない場合の体制</u>	表記の整理  表記の整理 (市消防計画との整合)

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由																																																														
125	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>イ 活動の優先は、次の優先性を総合的に判断して決定するものとし、 軽症者等人命に直接影響のない者については、できる限り自主的な処置を行わせるものとする。</p> <p>(ア) 火災現場付近の優先 (イ) 重傷者の優先 (ウ) 多数人命危険対象施設の優先 (エ) 要配慮者の優先</p> <p>(6) 救助・救急出動途上の留意事項 ア 出動途上においては相当数の負傷者と遭遇することが予想されるが、<u>活動の優先事項を念頭におき、毅然とした態度で臨むものとする。</u> また、軽症者については市民を協力させ、応急手当を実施させるものとする。</p> <p>イ 出動途上に発見した火災は、いち早く尾張中北消防指令センターに通報するとともに、市民により初期消火が可能な場合には、市民に指示して初期消火に当たらせるものとする。</p> <p>(7) 救出現場における留意事項 (追加)</p> <p>ア 一般市民に対する協力要請 要救助者が多数の場合は、原則として重症者は救助隊及び救急隊が収容するものとするが、中軽症者については一般市民に協力を求め、付近の医療機関もしくは、医療救護所又は避難所等に併設される応急救護所への搬送を依頼する。 また、負傷者が多数で救急隊等で手当てしきれない場合も一般市民に協力を求める。</p> <p>(追加)</p> <p>イ 医療チームとの連携</p> <p><b>5 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>地震発生後の火災発生が少なく、かつ、少数の部隊で十分防御が可能と判断された場合は、救助・救急体制を充実させるものとする。</p> <p>ウ 救助・救急事案を発見するため、出火防止を広報中の広報担当、情報収集担当、参集職員、一般通行人、警察官等から情報を収集する。</p> <p>エ 活動優先 下記優先順位に基づき活動するものとするが、軽症者等人命に直接影響のない者については、できる限り自主的な処置を行わせるものとする。</p> <p>(ア) 火災現場付近の優先 (イ) 重症者の優先 (ウ) 多数人命危険対象施設の優先 (エ) 要配慮者の優先</p> <p>(6) 出動途上の留意事項 ア 出動途上においては、相当数の負傷者と遭遇することが予想されるが、活動優先を念頭におき、毅然とした態度で臨むものとする。また、軽症者については、<u>自ら可能である応急手当は自ら実施させ、付近の住民等に依頼できる応急手当は住民に依頼し、それ以外の事案は消防等で対応するものとする。</u></p> <p>イ 出動途上において、当該救助事案の情報よりも重度の救助事案を発見した場合は、<u>臨機応変に対処するものとする。</u></p> <p>(7) 救助現場における留意事項 ア 火災現場付近の救出 <u>救助事案が火災現場付近と現場以外の場所にあった場合は、火災現場付近を優先救助するものとする。</u></p> <p>イ 市民に対する協力要請 原則として重症者は救助隊が救出し、救急隊が医療機関に収容するものとするが、中軽症者については一般市民に協力を求め、付近の医療機関もしくは、医療救護所又は避難所等に併設される応急救護所への搬送を依頼する。 また、負傷者が多数で救急隊等で手当てが困難な場合も同様とし、<u>早期に多数の手当てができるよう、一般市民に協力要請に努める。</u></p> <p>ウ 救助現場における情報収集 <u>地震発生後においては、気象情報、余震情報、建物倒壊の物的情報、人的情報、危険物の漏洩等の情報、活動区域の情報、部隊の活動状況、活動危険現場等の情報収集に努め、安全管理上、緊急を要する情報については、時期を失することなく現場の指揮者に報告して、指示を受けるとともに指令センター、警防係通信担当、活動部隊間、活動部隊等との情報共有を図る。</u></p> <p>エ 医療チームとの連携</p> <p><b>5 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「2市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理（市消防計画との整合）</p> <p>表記の整理</p>																																																														
133	<p><b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p> <p><b>■主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="174 2006 972 2258"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○地域災害医療対策会議への参画</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○DPATの派遣要請</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(略)				○地域災害医療対策会議への参画				○保健活動及び心のケア				○DPATの派遣要請				○防疫組織の編成				○防疫活動					<p><b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p> <p><b>■主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1005 2006 1803 2258"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○地域災害医療対策会議への参画</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○DPATの派遣要請</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(略)				○地域災害医療対策会議への参画				○DPATの派遣要請				○保健活動及び心のケア				○防疫組織の編成				○防疫活動					<p>表記の整理</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																													
市	(略)																																																																
	○地域災害医療対策会議への参画																																																																
	○保健活動及び心のケア																																																																
	○DPATの派遣要請																																																																
	○防疫組織の編成																																																																
○防疫活動																																																																	
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																													
市	(略)																																																																
	○地域災害医療対策会議への参画																																																																
	○DPATの派遣要請																																																																
	○保健活動及び心のケア																																																																
	○防疫組織の編成																																																																
○防疫活動																																																																	
134	<p><b>第1節 医療救護</b></p> <p><b>2 市における措置</b> 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を<b>設置</b>し、必要に応じて地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p><b>5 日本赤十字社愛知県支部における措置</b> 日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p><b>7 医療救護班の編成及び派遣</b> (3) 医療救護班は、原則として、<u>医師1人、看護師2人、事務員1人</u>とする。 (4) 医療救護班は、<u>市内に設置される医療救護所へ参集し、医療救護活動を実施するものとする。</u></p>	<p><b>第1節 医療救護</b></p> <p><b>2 市における措置</b> 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、<u>指定された</u>医療救護所を<b>開設</b>し、<u>協定に基づき</u>必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1005 2475 1803 2513"> <tr> <td>附属資料</td> <td>7.1.6 医療救護所指定施設</td> </tr> </table> <p><b>5 日本赤十字社愛知県支部における措置</b> 日本赤十字社愛知県支部は、<u>災害救助法による</u>県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p><b>7 医療救護班の編成及び派遣</b> (3) 医療救護班は、原則として、<u>医師2人又は3人、看護師2人又は3人、事務員1人又は2人</u>とする。 (4) 医療救護班等は、<u>指定された医療救護所にて医療救護活動を行う。</u> また、必要に応じて巡回救護を行うものとする。</p>	附属資料	7.1.6 医療救護所指定施設	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																																																												
附属資料	7.1.6 医療救護所指定施設																																																																

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由		
135	<p>(5) 医師会は、市の要請に基づき医療救護班を編成し応援するものとする。</p> <p>(6) 医師会の医療救護班で対応できない場合は、その他の医療機関の協力を得て、医療救護活動を実施する。</p> <p>(7) 市単独で十分な医療救護活動ができない場合には、隣接市町へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者受入れを要請する。</p> <p>(8) 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とするものについては、的確な情報に基づき搬送する。</p> <p>(9) 災害時の助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たるものとする。ただし、出産は急を要する場合が多いので最寄りの助産師によって行う。</p> <p>(追加)</p> <p><b>8 救急搬送の実施</b></p> <p>(1) 患者の搬送は、原則として救急隊によって行う。ただし、救急車両が手配できない場合は、市、医療救護班及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。</p> <p>(2) 道路の破損、交通機関不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ヘリコプター（防災ヘリコプター・ドクターヘリ）による空輸を県に要請する。</p> <p><b>9 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p>(追加)</p>	<p>(5) 重症患者等で設備、資材等の不足のため医療・救護班では医療ができない場合は、国立及び公立の病院、診療所並びに市内の私立病院及び開業医において入院治療を委託するものとする。</p> <p>(6) 災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ、日本赤十字社、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会等へ応援を依頼する。</p> <p>(7) 助産については、医師の方法に準じて行う。</p> <p>(8) 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>(9) 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。</p> <p>(10) 避難所が設置された場合は、医療救護班等による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料</td> <td>                     5.1.12 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市医師会）                      5.1.25 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市薬剤師会）                      5.1.38 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市歯科医師会）                 </td> </tr> </table> <p><b>8 救急搬送の実施</b></p> <p>(1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。</p> <p>(2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。</p> <p>(3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合には、要請に基づき県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。</p> <p>(4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。</p> <p><b>9 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p><b>11 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	附属資料	5.1.12 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市医師会） 5.1.25 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市薬剤師会） 5.1.38 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市歯科医師会）	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>災害救助法に関する記載の追加</p>
附属資料	5.1.12 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市医師会） 5.1.25 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市薬剤師会） 5.1.38 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市歯科医師会）				
136	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p>(2) 防疫活動 ア、イ（略） (追加)</p> <p>(3) ねずみ族、昆虫等の駆除 (4) 生活の用に供される水の供給 (5) 臨時予防接種 (6)（略）</p> <p><b>3 食品衛生監視</b></p> <p>災害時の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら被災地において次の活動を実施する。</p> <p>(1) 救護食品の監視指導及び試験検査 (2) 飲料水の簡易検査 (3) その他食品に起因する危害発生の防止</p> <p><b>4 栄養指導</b></p> <p>災害時の状況に応じて、保健所職員の協力を得ながら、被災地において次の活動を実施する。</p> <p>(1) 炊き出し、給食施設の管理指導 (2) 患者給食に対する指導 (3) その他栄養補給に関すること</p>	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p>(2) 防疫活動 ア、イ（略） ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(3) 臨時予防接種 (4) ねずみ族、昆虫等の駆除 (5) 生活の用に供される水の供給 (6)（略）</p> <p><b>3 食品衛生指導</b></p> <p>県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱い等その他について指導する。</p> <p><b>4 栄養指導</b></p> <p>県及び市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>		
142	<p><b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p><b>第1節 道路交通規制等</b></p> <p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(4) 強制排除措置 エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p> <p><b>3 自動車運転者の措置</b></p>	<p><b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p><b>第1節 道路交通規制等</b></p> <p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(4) 強制排除措置 エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p> <p><b>3 自動車運転者の措置</b></p>	<p>災害対策基本法の一部改正（H28.5）</p>		

地震災害対策計画

頁	現行(平成28年11月修正)	修正案	改正理由																																				
143	<p>(1) (略)</p> <p>オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p><b>4 相互協力</b></p> <p>(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p><b>4 相互協力</b></p> <p>(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p> <p>災害対策基本法の一部改正(H28.5)</p> <p>災害対策基本法の一部改正(H28.5)</p>																																				
<p><b>第3節 空港施設対策</b></p>																																							
144	<p><b>(名古屋飛行場)</b></p> <p><b>2 県(名古屋空港事務所)における措置</b></p> <p>(1) 施設の使用停止及び応急工事</p> <p>愛知県名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</p> <p>なお、必要があると認めるときは、自衛隊はこれに協力する。</p>	<p><b>(愛知県名古屋飛行場)</b></p> <p><b>2 県(名古屋空港事務所)における措置</b></p> <p>(1) 施設の使用停止及び応急工事</p> <p>県(名古屋空港事務所)は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。</p> <p>なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。</p>	<p>表記の整理</p>																																				
145	<p><b>3 自衛隊における措置</b></p> <p>自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p>	<p><b>3 自衛隊における措置</b></p> <p>自衛隊は、県(名古屋空港事務所)が施設の利用を停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p>	<p>表記の整理</p>																																				
<p><b>第5節 緊急輸送手段の確保</b></p>																																							
147	<p><b>3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 被災者(滞留者、要配慮者、傷病者等)及びボランティア</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p>																																				
<p><b>第9章 浸水対策</b></p>																																							
148	<p><b>■主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>○河川の点検及び応急復旧</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○情報の伝達</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○避難指示等の発令・河川の監視、巡回</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○河川の点検及び応急復旧	→			○情報の伝達	→			○避難指示等の発令・河川の監視、巡回	→			<p><b>■主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>○河川の点検及び応急復旧</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○情報の伝達</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○避難指示(緊急)等の発令・河川の監視、巡回</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○河川の点検及び応急復旧	→			○情報の伝達	→			○避難指示(緊急)等の発令・河川の監視、巡回	→			<p>表記の整理</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																			
市	○河川の点検及び応急復旧	→																																					
	○情報の伝達	→																																					
	○避難指示等の発令・河川の監視、巡回	→																																					
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																			
市	○河川の点検及び応急復旧	→																																					
	○情報の伝達	→																																					
	○避難指示(緊急)等の発令・河川の監視、巡回	→																																					
<p><b>第1節 浸水対策</b></p>																																							
149	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(2) 浸水対策資機材</p> <p>ウ 地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧などに大量の土砂が必要となる場合が考えられる。このため、特に応急復旧が急がれると想定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策を定めるものとする。</p>	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(2) 浸水対策資機材(削除)</p>	<p>表記の整理(愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p>																																				
<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>																																							
<p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p>																																							
151	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</p> <p>市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へこれらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p>	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</p> <p>市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理(愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p> <p>対策の追加(愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																																				
152	<p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</p> <p>市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へこれらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p>	<p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</p> <p>市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p>	<p>対策の追加(愛知県地域防災計画の修正 H29.5)</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																																				
153	<p><b>4 災害救助法の適用</b></p>	<p><b>4 災害救助法の適用</b></p>	<p>表記の整理</p>																																				

地震災害対策計画

頁	現行（平成28年11月修正）	修正案	改正理由						
	<p>災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行う。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>災害救助法が適用された場合、「<u>2市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理						
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>							
153	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>エ <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>	表記の整理						
	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>							
	<b>第1節 給水</b>	<b>第1節 給水</b>							
156	<p><b>6 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行う。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>6 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>2市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>当該市町村が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理						
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>							
157	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p>	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p>	表記の整理						
158	<p><b>2 災害救助法の適用の場合の費用負担</b></p> <p><u>災害発生の日から7日以内の炊き出しその他食品の給与について、給与に要する主食費、副食費、燃料費、器物等の使用謝金、消耗機材費及び雑費は、県施行細則の定める限度額の範囲内で、県の負担による。</u></p>	<p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p><u>災害救助法が適用された場合、「2市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理						
	<b>第3節 生活必需品の供給</b>	<b>第3節 生活必需品の供給</b>							
159	<p><b>5 その他</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行う。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>5 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>2市における措置</u>」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理						
	<b>第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>	<b>第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>							
	<b>第2節 地域安全対策</b>	<b>第2節 地域安全対策</b>							
161	<p><b>1 警察における措置</b></p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア <u>避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対策及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動</p> <p>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</p> <p>警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p>	<p><b>1 警察における措置</b></p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア <u>被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動</p> <p>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</p> <p>警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p>	表記の整理						
162	<b>第13章 遺体の取扱い</b>	<b>第13章 遺体の取扱い</b>							
	<b>第1節 遺体の捜索</b>	<b>第1節 遺体の捜索</b>							
163	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p><b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、市で行う。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(追加)</p>	実施担当	市民課、消防署、関係機関	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署、<u>小牧警察署</u>、関係機関</td> </tr> </table> <p><b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p><b>3 記録等</b></p> <p>(1) 遺体捜索状況記録簿（附属資料：様式第34号）</p> <p>(2) 遺体捜索用機械、器具、燃料受払簿（附属資料：様式第35号）</p> <p>(3) 遺体捜索用機械、器具修繕簿（附属資料：様式第36号）</p> <p>(4) 遺体捜索用関係支払証拠書類</p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料</td> <td>参考編 第4 災害救助法施行細則</td> </tr> </table>	実施担当	市民課、消防署、 <u>小牧警察署</u> 、関係機関	附属資料	参考編 第4 災害救助法施行細則	表記の整理
実施担当	市民課、消防署、関係機関								
実施担当	市民課、消防署、 <u>小牧警察署</u> 、関係機関								
附属資料	参考編 第4 災害救助法施行細則								
	<b>第2節 遺体の処理</b>	<b>第2節 遺体の処理</b>							
164	<b>3 災害救助法の適用</b>	<b>3 災害救助法の適用</b>							

地震災害対策計画

頁	現行 (平成 28 年 11 月修正)	修 正 案	改正理由
	災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、市で行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	災害救助法が適用された場合、「 <u>1市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	<b>第3節 遺体の埋火葬</b>	<b>第3節 遺体の埋火葬</b>	
164	実施責任者 市長 (略)、警察	実施責任者 市長 (略)	表記の整理
165	<b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、市で行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「 <u>1市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
166	<b>■基本方針</b> ○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 (追加)	<b>■基本方針</b> ○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 ○ <u>復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u>	対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)
	<b>第1節 電力施設対策</b>	<b>第1節 電力施設対策</b>	
168	<b>2 中部電力株式会社における措置</b> (7) 広域運営による応援 <u>「非常災害時における応急応援要綱」(中央電力協議会)及び「資材及び役務の相互融通に関する規定」(中地域電力協議会)に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u>	<b>2 中部電力株式会社における措置</b> (7) 広域運営による応援 <u>電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u>	運用の見直し
	<b>第15章 住宅対策</b>	<b>第15章 住宅対策</b>	
175	<b>■基本方針</b> ○ あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。 (追加)	<b>■基本方針</b> ○ あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。 ○ <u>判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u>	対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)
	<b>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b>	<b>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b>	
176	<b>2 市における措置</b> (2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。	<b>2 市における措置</b> (2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 <u>判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u>	対策の追加 (愛知県地域防災計画の修正 H29.5)
	<b>第6節 障害物の除去</b>	<b>第6節 障害物の除去</b>	
182	<b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「 <u>1市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は市で行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「 <u>1市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	<b>第16章 学校における対策</b>	<b>第16章 学校における対策</b>	
	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	
186	<b>1 市における措置</b> (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して、学用品等を給与する。 <b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、市で行う。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>1 市における措置</b> (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立小中学校等の児童及び生徒に対して、学用品等を給与する。 <b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「 <u>1市における措置</u> 」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	(追加)	<b>第1章 復興体制</b>	対策の追加
		<b>■基本方針</b> ○ <u>大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。</u> ○ <u>大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。</u> ○ <u>県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。</u>	対策の追加

頁	現行（平成 28 年 11 月修正）	修正案	改正理由												
		<p>○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。</p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 復興本部の設置等</td> <td>市</td> <td>1(1) 市復興本部の設置 1(2) 市復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催</td> </tr> <tr> <td>第2節 復興計画等の策定</td> <td>市</td> <td>1(1) 市復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td>第3節 職員の派遣要請</td> <td>市</td> <td>1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他市町村の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 復興本部の設置等	市	1(1) 市復興本部の設置 1(2) 市復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催	第2節 復興計画等の策定	市	1(1) 市復興計画の策定	第3節 職員の派遣要請	市	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他市町村の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求	対策の追加
区分	機関名	主な措置													
第1節 復興本部の設置等	市	1(1) 市復興本部の設置 1(2) 市復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催													
第2節 復興計画等の策定	市	1(1) 市復興計画の策定													
第3節 職員の派遣要請	市	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他市町村の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求													
		<p><b>第1節 復興本部の設置等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市復興本部の設置</p> <p>本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。</p> <p>(2) 市復興本部の組織及び運営</p> <p>本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。</p> <p>(3) 本部会議の開催</p> <p>本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。</p>	対策の追加												
		<p><b>第2節 復興計画等の策定</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市復興計画の策定</p> <p>特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p>	対策の追加												
		<p><b>第3節 職員の派遣要請</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）</p> <p>市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）</p> <p>市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）</p> <p>市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p>	対策の追加												
190	<b>第1章 公共施設等災害復旧対策</b>	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	表記の整理												
	(略)	(略)													
195	<b>第2章 災害廃棄物処理対策</b>	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	表記の整理												
	<b>災害廃棄物処理対策</b>	<b>災害廃棄物処理対策</b>													
	<p><b>1 市における措置</b></p> <p><b>災害時の支援体制</b></p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p><b>災害時の支援体制</b></p>	愛知県災害廃棄物処理計画の策定及び協定の締結												
197	<b>第3章 震災復興都市計画の決定手続き</b>	<b>第4章 震災復興都市計画の手続き</b>	表記の整理												
	(略)	(略)													
199	<b>第4章 被災者等の再建等の支援</b>	<b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b>	表記の整理												
	<b>■主な機関の措置</b>	<b>■主な機関の措置</b>													

地震災害対策計画

頁	現行(平成28年11月修正)			修正案			改正理由																																																				
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置																																																					
	第3節 住宅等対策	市 住宅金融支援機構東海支店	(略) (略)	第3節 住宅等対策	市 独立行政法人住宅金融支援機構	(略) (略)	表記の整理																																																				
	<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>			<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>																																																							
200	<b>1 市における措置</b> (4) 義援金の受付、配分 市は、各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受付、被害別、世帯の構成員等に応じた配分計画を立て、早急に被災者に配分する。また、災害の状況により日赤奉仕団は義援金、報道機関、共同募金会等各種団体は義援金品の受付を一定期間行うため、市は委託を受け被災者に配分する。			<b>1 市における措置</b> (4) 義援金の受付、配分 市は、各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受付、被害別、世帯の構成員等に応じた配分計画を立て、早急に被災者に配分する。また、災害の状況により赤十字奉仕団は義援金、報道機関、共同募金会等各種団体は義援金品の受付を一定期間行うため、市は委託を受け被災者に配分する。			表記の整理																																																				
	<b>第3節 住宅等対策</b>			<b>第3節 住宅等対策</b>																																																							
202	<b>2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置</b> (略)			<b>2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置</b> (略)			表記の整理																																																				
	<b>第5章 商工業・農業の再建支援</b>			<b>第6章 商工業・農業の再建支援</b>			表記の整理																																																				
	<b>第2節 農業の再建支援</b>			<b>第2節 農業の再建支援</b>																																																							
203	<b>1 市における措置</b> (3) 施設復旧 第1章 公共施設等災害復旧対策 参照			<b>1 市における措置</b> (3) 施設復旧 第2章 公共施設等災害復旧対策 参照			表記の整理																																																				
	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b>			<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b>																																																							
	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>			<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>																																																							
219	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td>日本放送協会名古屋放送局</td> <td>6(1) 防災組織の整備及び び県・市への協力 6(2) (略) 6(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	日本放送協会名古屋放送局	6(1) 防災組織の整備及び び県・市への協力 6(2) (略) 6(3) (略)	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td>日本放送協会名古屋放送局</td> <td>6(1) 防災組織の整備及び び県・市との協力 6(2) (略) 6(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	日本放送協会名古屋放送局	6(1) 防災組織の整備及び び県・市との協力 6(2) (略) 6(3) (略)	表記の整理																																								
区分	機関名	主な措置																																																									
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	日本放送協会名古屋放送局	6(1) 防災組織の整備及び び県・市への協力 6(2) (略) 6(3) (略)																																																									
区分	機関名	主な措置																																																									
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	日本放送協会名古屋放送局	6(1) 防災組織の整備及び び県・市との協力 6(2) (略) 6(3) (略)																																																									
	<b>第1節 避難対策</b>			<b>第1節 避難</b>																																																							
221	<b>2 警察における措置</b> (1) 避難の際における警告、指示等 (略) この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、もしくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。			<b>2 警察における措置</b> (1) 避難の際における警告、指示等 (略) この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。			表記の整理																																																				
	<b>第4節 道路交通対策</b>			<b>第4節 道路交通対策</b>																																																							
223	<b>1 県公安委員会における措置</b> (2) 交通規制の内容 ア 緊急交通路の確保 (7) 第1次 ①強化地域規制 一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限するIC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>県内全IC(春日井IC下り線を除く)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸自動車道</td> <td>県内全IC</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> <td>せと品野IC及びせと赤津IC内周 り線(北進)を除く県内全IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋瀬戸道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>県内全IC</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>南知多道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>知多横断道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港連絡道路</td> <td>全IC</td> </tr> </tbody> </table>			路線名	流入を制限するIC	東名高速道路	県内全IC(春日井IC下り線を除く)	(追加)	(追加)	伊勢湾岸自動車道	県内全IC	東海環状自動車道	せと品野IC及びせと赤津IC内周 り線(北進)を除く県内全IC	名古屋瀬戸道路	全IC	東名阪自動車道	県内全IC	(追加)	(追加)	名古屋高速道路	全IC	知多半島道路	全IC	南知多道路	全IC	知多横断道路	全IC	中部国際空港連絡道路	全IC	<b>1 県公安委員会における措置</b> (2) 交通規制の内容 ア 緊急交通路の確保 (7) 第1次 ①強化地域規制 次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限するIC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>県内全IC(春日井IC下り線を除く)</td> </tr> <tr> <td>新東名高速道路</td> <td>県内全IC</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸自動車道</td> <td>県内全IC</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> <td>せと品野IC及びせと赤津IC内周 り線(北進)を除く県内全IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋瀬戸道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>県内全IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋第二環状自動車道</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び 小牧南ICを除く全IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>南知多道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>知多横断道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港連絡道路</td> <td>全IC</td> </tr> </tbody> </table>			路線名	流入を制限するIC	東名高速道路	県内全IC(春日井IC下り線を除く)	新東名高速道路	県内全IC	伊勢湾岸自動車道	県内全IC	東海環状自動車道	せと品野IC及びせと赤津IC内周 り線(北進)を除く県内全IC	名古屋瀬戸道路	全IC	東名阪自動車道	県内全IC	名古屋第二環状自動車道	全IC	名古屋高速道路	一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び 小牧南ICを除く全IC	知多半島道路	全IC	南知多道路	全IC	知多横断道路	全IC	中部国際空港連絡道路	全IC	新規路線供用開始(新東名高速道路)、路線名称の変更(名古屋第二環状自動車道)、流入を制限するICの整理(名古屋高速道路)
路線名	流入を制限するIC																																																										
東名高速道路	県内全IC(春日井IC下り線を除く)																																																										
(追加)	(追加)																																																										
伊勢湾岸自動車道	県内全IC																																																										
東海環状自動車道	せと品野IC及びせと赤津IC内周 り線(北進)を除く県内全IC																																																										
名古屋瀬戸道路	全IC																																																										
東名阪自動車道	県内全IC																																																										
(追加)	(追加)																																																										
名古屋高速道路	全IC																																																										
知多半島道路	全IC																																																										
南知多道路	全IC																																																										
知多横断道路	全IC																																																										
中部国際空港連絡道路	全IC																																																										
路線名	流入を制限するIC																																																										
東名高速道路	県内全IC(春日井IC下り線を除く)																																																										
新東名高速道路	県内全IC																																																										
伊勢湾岸自動車道	県内全IC																																																										
東海環状自動車道	せと品野IC及びせと赤津IC内周 り線(北進)を除く県内全IC																																																										
名古屋瀬戸道路	全IC																																																										
東名阪自動車道	県内全IC																																																										
名古屋第二環状自動車道	全IC																																																										
名古屋高速道路	一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び 小牧南ICを除く全IC																																																										
知多半島道路	全IC																																																										
南知多道路	全IC																																																										
知多横断道路	全IC																																																										
中部国際空港連絡道路	全IC																																																										
225	(6) 緊急輸送車両の確認 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。 <b>2 市、県公安委員会及び道路管理者における措置</b> (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられた場合、次により行動する。 ア (略) イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。			(6) 緊急輸送車両の確認 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。 <b>2 市、県公安委員会及び道路管理者における措置</b> (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられた場合、次により行動する。 ア (略) イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には			表記の整理																																																				
							交通の方法に関する教則(国家公安委員会告示)の改正																																																				

地震災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 11 月修正）	修 正 案	改正理由
228	<p><b>第 7 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b></p> <p><b>6 日本放送協会名古屋放送局における措置</b></p> <p>(1) 防災組織の整備及び<u>県・市</u>への協力            日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、<u>県及び市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</u></p>	<p>駐車しないこと。</p> <p><b>第 7 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b></p> <p><b>6 日本放送協会名古屋放送局における措置</b></p> <p>(1) 防災組織の整備及び<u>県・市</u>との協力            日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、<u>県および市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。</u></p>	<p>表記の整理</p>